# 1. 発行可能証明書一覧表

No.	証明書の種類	発行可否		・ 「申請フォーム」内での申請方法	備考
		和文	英文	「中間フォーム」内での中間の広	
1	卒業証明書	0	0	部数を選択	
2	修了証明書	0	0	部数を選択	
3	成績証明書	0	0	部数を選択	
4	在学(期間)証明書	0	0	「その他証明書」欄に証明書名を記入し、部数を選択	
5	学力に関する証明書	0	×	「その他証明書」欄に証明書名を、 <b>「連絡事項」欄に必要事項(次ページ参照)</b> を記入し、部数を選択	申請する場合は事前に所属していた学部へ連絡すること あわせて、次ページ以降もご覧ください
6	単位修得証明書	0	×	「その他証明書」欄に証明書名を記入し、部数を選択	申請する場合は事前に所属していた学部へ連絡すること
7	学納金に関する証明書 ・学納金納付済証明書 ・学納金額証明書 ・学納金額証明書	0	0	「その他証明書」欄に証明書名を記入し、部数を選択	

<u>誤申請等の場合は、返金に応じられません</u>ので、申請の際は事前確認表並びに留意事項を必ずご確認いただいたうえで申請してください。

# 2. 「学力に関する証明書」申請上の諸注意

「学力に関する証明書」は、在学中に修得した教職課程の科目の単位を確認したり、教員免許状の交付申請を行う際に必要になる書類です。証明書発行要件が複雑になっております。相違なく申請が完了するよう、申請の前に本項目を必ずお読みください。

● 学力に関する証明書を申請する際は必ず以下の必要事項(①~③)について申請時申請フォーム内の「連絡事項」欄に記入してください。

必要事項が記入されていない場合には発行できませんのでご注意ください。

### ● 必要事項

#### ①適用法令

教育職員免許法は過去に数回改正されています。

どの時点の法令に基づく学力に関する証明書が必要なのかを申請予定の教育委員会に確認の上記入してください。

(記入内容) 「旧法」または「新法」

## ②免許状の種類

「学校種」及び「種別」を記入してください。

(記入内容)

・学校種:小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 等

・種 別:専修、1種、2種

## ③教科または領域

教科名:中学校及び高等学校免許における国語、数学等の教科名

領域名:特別支援学校の領域(知·肢·病) ※上記以外の学校種の場合は記入不要です。

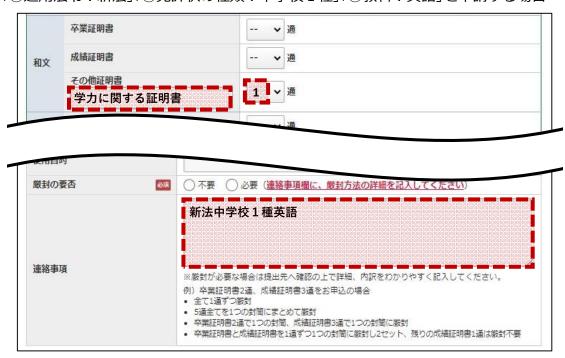
(例) 新法小学校1種、新法中学校1種社会、旧法高等学校1種地歴

なお、証明書は免許状の種類ごとの発行です。複数の免許種を申請する場合、それぞれの分の発行手数料がかかります。上記例の場合は3通分の発行手数料が必要です。

※ 学力に関する証明書は、「教員免許状を有していること」を証明するものではありません。 「教員免許状を有していること」の証明が必要な場合には授与された都道府県の教育委員会に問い合わせて、そちらの発行する教育職員免許状授与証明書を取り付けてください。

### ● 記入例

・「①適用法令:新法」「②免許状の種類:中学校1種」「③教科:英語」を申請する場合



・次の条件で、合計3通分申請する場合(発行手数料は、3通分発生します。)



※ 記入方法に関してご不明点がある場合は、必ず確認した上で申請してください。